

令和3年6月30日

## 提言案への修正意見

内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議構成員  
日本大学文理学部  
教授 末富 芳

前回の議論をバランスよく丁寧に取り入れて頂いたことについて、座長・座長代理、事務局の方々の多大なるご尽力に感謝申し上げます。提言が委員の意見の最大公約数であること、また議論の最終段階であることを踏まえ、大幅な修正は困難であるとの認識の下、変更が十分可能であろうと思われる下記の点に絞って、意見を申し述べます。

## 記

## 【P1 審議の経過について】

以下のように修文の上、項目末尾（その他の提言の取扱いに関わる記載があります）に移動させることが、文章の流れからしても適当と考えます。

- 「大学入試英語成績提供システム」及び大学入学共通テストにおける記述式問題の導入見送りについては、外部弁護士の協力も得て行った過去の検討経緯の整理・検証を踏まえ、そこから得られる教訓を基に大学入学者選抜に係る意思決定のあり方も議論した。文部科学省においては、今回の事態が受験者等に与えた影響を真摯に受け止め、提言に盛り込んだ大学入学者選抜に係る意思決定のあり方に示された諸観点については、今後、広く他の施策においても生かされることを強く求めたい。

## 【P34 受験から入学に至るプロセスへの支援等】

以下のように修文すべきと考えます。なお、「一覧可能な形で」という表現は本提言案の別のところにも用いられており、志願者の進路選択に活かす観点を標榜するものである以上、公表の仕方は極めて重要であると考えます。

- 入学時の学生納付金の負担が困難な学生等に対しては、納付時期の猶予、分納、免除及び減額等の柔軟な配慮を積極的に講じ、具体的な納付時期や配慮措置を募集要項等に明確に記述するよう、国から引き続き各大学に求めるとともに、志願者の進路選択に活かす観点からも、各大学の取組の実態を定期的に把握し、一覧可能な形で公表すべきである。

<参考：P15の表現>

- また、国においては、各大学における記述式問題の出題を促進する方策を検討するべきである。特に、私立大学における記述式問題の出題の実態・課題を踏まえた促進策は重要である。具体的には、第5章で述べる定期的な選抜区分ごとの実態調査により、記述式問題の出題など、論理的思考力や論述力等を測る試験の実施状況等について把握し、改革の進捗状況や優れた事例

を一覧可能な形で可視化することにより、各大学の取組を推進することなどが考えられる。

#### 【その他】

本検討会議が、大学入学者選抜における公平性・公正性の概念を改めて整理し、「形式的公平性の確保のみならず、実質的公平性の追求が必要である」と明確に整理したことは教育政策史に残る重要な意義を持つことであると考えます。

折しも第4期教育振興基本計画の策定に向けた議論がスタートする重要な時期となります。萩生田文部科学大臣や文部科学省幹部の皆様におかれては、実質的公平性の追求を含め、公正 (equity) の概念をしっかりと定義し、教育政策全体で実現すべき政策理念として教育振興基本計画や中央教育審議会答申等の政策指針においても個別政策においても確立していくことを強くお願いいたします。このことは教育基本法第4条に定める「教育の機会均等」の理念の実質化を図り、関連の予算や施策を充実させていくためにも、極めて重要なマイルストーンになると考えます。